北秋田市告示第136号

北秋田市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月30日

北秋田市長　　津　谷　永　光

北秋田市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

北秋田市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱(平成31年北秋田市告示第15号)の一部を次のように改正する。

第１条中「北秋田市地域おこし協力隊設置要綱（平成27年７月22日告示第98号）に定める」を「北秋田市が委嘱する」に、「起業する」を「起業し、又は事業を引き継ぐ」に改める。

第２条第１項中「任期終了後１年以内」を「任期終了後３年以内」に改める。

第３条第１項第１号中「起業する」を「起業し、又は事業を引き継ぐ」に改める。

第４条中「起業」の次に「又は事業承継」を加え、同条中第６号を第９号とし、第５号の次に次の３号を加える。

（６）経営改善に向けた専門人材の活用に要する経費

（７）新商品開発、新技術導入等による付加価値向上に要する経費

（８）従業員の育成・能力開発に要する経費

第５条中「10分の10以内」の次に「補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨て、」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、当該起業において１人以上の新規雇用を行った場合、又は当該事業承継において雇用数の維持を行った場合にあっては、200万円を上限とする。

第13条第１項第２号中「起業目的以外」を「起業・事業承継目的以外」に改め、同項第５号中「隊員退任後」を「補助事業が完了した日から」に改め、同条第３項中「隊員退任後」を「補助事業完了後」に改め、同項の表中「退任後」を「補助事業完了後」に改める。

附　則

この告示は、令和８年９月 30 日から施行し、改正後の北秋田市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の規定は令和８年４月１日から適用する。

（資料）　北秋田市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の一部を改正する告示　新旧対照表

改正案	現　行
（趣旨） 第１条　この要綱は、北秋田市が委嘱する地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）が起業し、又は事業を引き継ぐことを支援するため、予算の範囲内で北秋田市地域おこし協力隊起業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、北秋田市補助金等交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この要綱は、北秋田市地域おこし協力隊設置要綱（平成27年７月22日告示第98号）に定める地域おこし協力隊(以下「隊員」という。）が起業することを支援するため、予算の範囲内で北秋田市地域おこし協力隊起業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、北秋田市補助金等交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
（補助金の交付対象者） 第２条　補助金の交付対象となる者は、市内に住所を有する者であって、隊員の任期２年目から任期終了後３年以内の者とする。 ２　（略）	（補助金の交付対象者） 第２条　補助金の交付対象となる者は、市内に住所を有する者であって、隊員の任期２年目から任期終了後１年以内の者とする。 ２　（略）
（補助金の交付要件） 第３条　補助金の交付要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （１）市内に主たる事業所を置いて起業し、又は事業を引き継ぐこと。 （２）補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容が市の活性化に資する事業であること。 ２　（略）	（補助金の交付要件） 第３条　補助金の交付要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （１）市内に主たる事業所を置いて起業すること。 （２）補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容が市の活性化に資する事業であること。 ２　（略）
（補助金の交付対象経費） 第４条　補助金の交付対象は、起業又は事業承継に要する次の各号に掲げる経費とする。 （１）設備費、備品費、土地・建物賃借に係る経費 （２）法人登記にかかる経費 （３）知的財産登録にかかる経費 （４）マーケティングに係る経費 （５）技術指導受入に係る経費 （６）経営改善に向けた専門人材の活用に要する経費 （７）新商品開発、新技術導入等による付加価値向上に要する経費	（補助金の交付対象経費） 第４条　補助金の交付対象は、起業に要する次の各号に掲げる経費とする。 （１）設備費、備品費、土地・建物賃借に係る経費 （２）法人登記にかかる経費 （３）知的財産登録にかかる経費 （４）マーケティングに係る経費 （５）技術指導受入に係る経費

（８）従業員の育成・能力開発に要する経費 （９）その他市長が特に必要と認める経費 （補助金の額） 第５条　補助金の額は、前条各号に掲げる経費を合算した額の10分の10以内とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨て、100万円を限度とする。ただし、当該起業において１人以上の新規雇用を行った場合、又は当該事業承継において雇用数の維持を行った場合にあっては、200万円を上限とする。 第６条～第12条　（略） （補助金の交付決定の取り消し等） 第13条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 （１）虚偽の申請その他不正又は不適切な行為によって補助金の交付を受けた場合 （２）補助金を起業・事業承継目的以外の用途に使用した場合 （３）法令又はこの告示に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合 （４）天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合 （５）補助事業が完了した日から３年以内に、自己都合によって北秋田市外へ転出した場合 ２　（略） ３　市長は、第１項第５号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、補助事業完了後に北秋田市に定住した期間に応じ、次の表に定める額を返還させることができる。	（６）その他市長が特に必要と認める経費 （補助金の額） 第５条　補助金の額は、前条各号に掲げる経費を合算した額の10分の10以内とし、100万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。 第６条～第12条　（略） （補助金の交付決定の取り消し等） 第13条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 （１）虚偽の申請その他不正又は不適切な行為によって補助金の交付を受けた場合 （２）補助金を起業目的以外の用途に使用した場合 （３）法令又はこの告示に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合 （４）天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合 （５）隊員退任後３年以内に、自己都合によって北秋田市外へ転出した場合 ２　（略） ３　市長は、第１項第５号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、隊員退任後に北秋田市に定住した期間に応じ、次の表に定める額を返還させることができる。

補助事業完了後に定住した期間	返還額
１年未満	補助金交付決定額の 100 分の 100
１年以上２年未満	補助金交付決定額の 100 分の 75
２年以上３年未満	補助金交付決定額の 100 分の 50

退任後に定住した期間	返還額
１年未満	補助金交付決定額の 100 分の 100
１年以上２年未満	補助金交付決定額の 100 分の 75
２年以上３年未満	補助金交付決定額の 100 分の 50

４～６　（略） 第14条～第17条　（略）	４～６　（略） 第14条～第17条　（略）